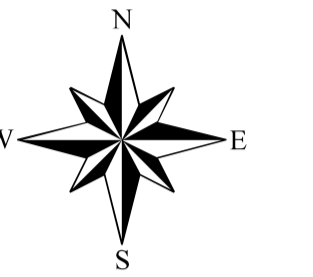
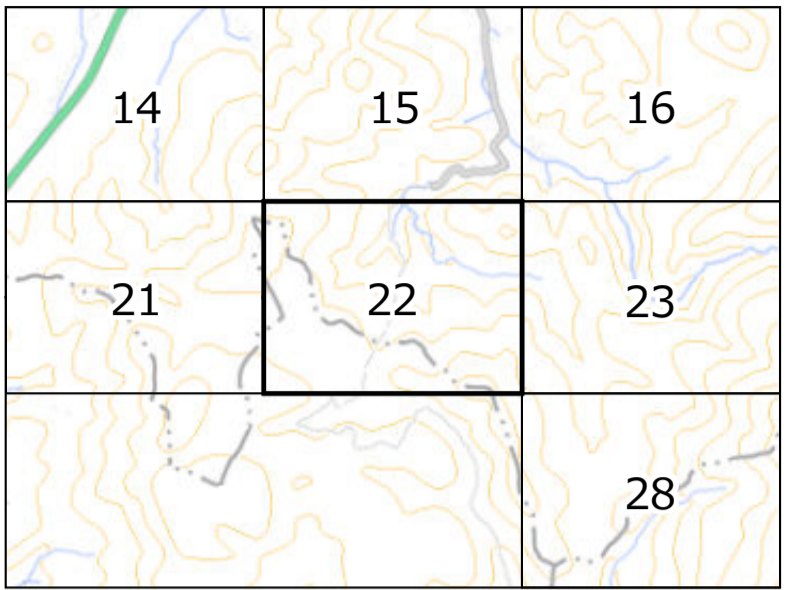


建築基準法に規定する道路に関する情報図(米原地区)



判定図凡例

- 路線形状着色凡例
- 4.2条1項4号道路
 - 4.2条1項5号道路
 - 4.2条2項道路

道路に明示している数字は集計のために独自に割り付けたものです。

取扱注意

この道路情報図は、建築確認申請審査の際の参考とするためのもので、建築確認申請書を作成するためのものではありません。従って、設計者は現地調査の上、建築確認申請する必要があります。今後、この道路情報図は、申請内容と異なる場合、現地確認や過去物件の調査および関係者からの聴取等により、総合的に判断の上、加筆、訂正される場合があります。

滋賀県 建築指導室

